

自治会長 様

大津市市民部自治協働課長

大津市ふれあいネット導入事業費補助金の一部改正について

平素は、本市の住民自治行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自治会等の活動の負担軽減や効率化を図り、多様な市民の方が自治会活動に参画しやすい環境づくりを促進し、地域コミュニティの充実や地域活動の活性化を図ることを目的として、令和4年8月に「大津市ふれあいネット導入事業費補助金」を創設しました。

このたび令和5年度より補助対象について以下のとおり一部追加をしますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 補助対象となる経費

下記にかかる経費のうち補助金の交付年度内（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）に支払われたもの。

- (1) 有料アプリケーション、ソフトウェアの導入にかかる費用（初期設定、操作研修など付帯する費用も含む）
- (2) 導入済みのシステムの機能強化・改修等にかかる費用
- (3) 上記で導入した有料のアプリケーションやソフトウェアにかかる利用料（補助金の交付年度内に支払いが行われたもの）
- (4) ホームページの構築にかかる費用（追加）
例：開発費用、操作研修費、サーバーレンタル・保守費、ドメインの取得・更新費用 等
- (5) 自治会館のインターネット環境整備工事（追加）
自治会館にインターネット回線を引き込む工事費（地域住民への情報提供等のために必要な場合に限る）

〈留意事項〉

□端末や機器の購入費またはリースにかかる費用、インターネット接続料、回線使用料は補助対象外となります。

また、他の補助金で補助を受けているものは補助対象外となります。

2. 補助金額および補助率

1団体あたり補助対象経費×1/2（上限10万円）です。

ただし、申請件数が多数の場合、予算範囲内において調整のうえ決定いたします。

3. 申請受付期間

令和5年4月1日から令和5年6月30日まで

申請いただいた書類にもとづき、交付決定を7月中旬に行います。

以上

【お問い合わせ先】

大津市自治協働課 担当：藤井・入口

電話：077-528-2730

E-mail：otsull30@city.otsu.lg.jp